政令第百八十号

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴

う関係政令の整備に関する政令

内 閣 は、 持 続 可 能 な 医 療保 険 制度を構築するため Ó 国民健康保険法等 \dot{O} 部を改正する法律 (平成二十七

年法律第三十一 号) の <u>ー</u> 部の施行に伴い、 及び関係法律の規定に基づき、 この政令を制定する。

(国民健康保険法施行令の一部改正)

第 条 玉 民 健 康保険法施 行令 (昭 和三十三年政令第三百六十二号) の <u>ー</u> 部を次のように改正する。

第十九条第一項を次のように改める。

組合は、 毎年度 事 業開 始 の初年度を除く。) 末日において、 第一号に掲げる額及び第二号に掲げる

額 の合算額を特別積立金として積み立て、 翌年度末日まで据え置かなければならない。

当該. 年 度内に請求を受けた保険給付に関する費用 の総額から当該年度にお ける法第七十三条第 項

 \mathcal{O} 規 定 に ょ る補 助 金 (国 民 健 康 保険 \mathcal{O} 国 庫 負 担 金 等 \mathcal{O} 算定に 関 する政 令 (昭 和三十四年 政 令第四 +

号。 以 下 「算定政令」という。) 第五条第六項に規定する組合特別 調整補品 助 金を除く。 次号、 次項及

び次条第三項において同じ。) (療養の給付並びに入院時食事療養費、 入院時生活療養費、 保険外併

用療養費、 療養費、 訪問看護療養費、 特別療養費、 移送費、 高額療養費及び高額介護合算療養費の支

給に要する費用 当該年度内に 納 に係るものに限る。) 付 l た高齢者の医療の確保に関する法律 の額を控除 した額の十二分の二に相当する額 昭昭 和 五. 十七年法律第八十号。 以 下 「高齢

者医療確保法」という。)の規定による前期高齢者納付金等(以下「前期高齢者納付金等」という。

及び高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)

並 びに介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) の規定による納付金 (以 下 「介護納付 金」という。

 \mathcal{O} 総 額 (高齢者 医 療 確保法 の規定による前 期高齢者交付金 (以 下 「前期高 齢者交付 金」という。)

がある場合には、 これを控除した額) から当該年度における法第七十三条第一項の規定による補助金

(高齢者医療確保法の規定による前期高齢者納付金 (次項において「前期高齢者納付金」という。)

及び高 齢者医療 確保法 の規定による後期高齢者支援金 (次項並びに第二十九条の七第二項及び第三項

に お į, 7 「後期 高 齢 者支援金」 という。 並びに介護納付金 の納付に要する費用に係るものに限る。

の額を控除した額の十二分の一に相当する額

う。)」と、 第十九条第二項中「前項」を「前二項」に、 の下に「前項第二号中」を加え、 「同項」を「第一項第二号」に改め、 同項を同条第三項とし、 同条第一項の次に次の一項を加 「日雇拠出金」とい

2 組 合は、 事 業開始の 初年度 の末日において、 第一号に掲げる額及び第二号に掲げる額の合算額を特別

える。

積立金として積み立て、 翌年度末日まで据え置かなければならない。

ける法第七十三条第一 事業開始の初年度の会計年度内に請求を受けた保険給付に関する費用の総額から当該会計年度にお 項の規定による補助 金 (療養 の給付並びに入院時食事療養費、 入 院 時 生活 療 養

費、 算療養費の支給に要する費用に係るものに限る。) 保険 外併用 療養費、 療 養費、 訪問 看 護 療 ※養費、 特 の額を控除した額を当該会計年度に属する月 莂 療養費、 移送費、 高 額 療養費及び 高 額 介 0 護 数 合

、事業開始の 日が 月の初日以外の日であるときは、 当該会計年度に属する月の数から一を控除 した数

)で除して得た額に二を乗じて得た額

事業開 始の 初年 度の会計 年 度内に納 付 L た前期で 高 齢 者納 付金等及び後期 高齢者支援金等並 び に 介護

納付金

0

総額

(前

期高齢者交付金がある場合には、

これを控除した額)

から当該会計年度における法

第七十三条第 納付に要する費用 一項の規定による補助金 に係るも のに 限る。 (前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金 \mathcal{O} 額を控除 した額を当 該会計年度に 、属す る月の数で除 して得 \mathcal{O}

た額

定に 額」 高 齢 第二十 ょ 者支援金等並 を る補 $\overline{\mathcal{O}}$ 条第三項 助 金 年 -度当 療 びに 中 養 たりの平均 並 介 \mathcal{O} 給 護 びに当る 付 納 並 付 び 額 金 該 に から当該年度及びその直 \mathcal{O} 年 入院 総額 度及びそ 時 (前 食事 \mathcal{O} 期 直 療養費、 高 前 齢 者 の 二 之 交付· 筃 入院 金が 前 年 度内 時 の二箇年度における法第七 ある場合に 生活 に納 療 養費、 付 L た前 は、 保 険 期 外併 れ 高 を控除 齢 用 者納 療 十三条第 養 付 L 費 た 金等 額) 療養 及び 項 \mathcal{O} 合算 の規 後 期

る補 訪 \mathcal{O} に 間 限 助 看 る。 金 護 0 療 額 養 費、 の 一 \mathcal{O} 額」 年度当たりの 特 に、 別 療 養費、 カか ら当 平 移送 該 均 費、 額を控除 年度及びその 高 額 L 療 た額の百 養費 直 前 及 *の* び 分の 高 箇年度に 額 + 介 護 合算 を お 「を控除 け 療 る法第七 養 費 した額の十二分 \mathcal{O} 支 給 十三条第 に 要す る \mathcal{O} 項 費 \mathcal{O} 用 規定 に 12 係 改 に るも ょ

中 同 及 条 第 び 後 五. 期 項中 高 齢 前 者 支援 二項」 金 を 等」 前 とあ 項」 る に、 0 は、 「第三項中 に改め、 「及び (次項 後期 12 高 お 齢 計者支援 1 て 金等」 日 雇 拠 とあるの 出 金 は 1 う。 を 同 لح 項

前 項 中 「及び後期 高 齢者支援金等」 とあ るの は 後期 高齢者支援 金等 及び 日 雇 拠 出 金 を 削 る。

第二十八条の三第二項の表第三十六条第四項の項を削る。

第二十八条の三の二第二項の表第三十六条第四項の項を削る。

第二十八条の四第二項の表第三十六条第三項及び第四項の項中 「及び第四項」 を削り、 「評価療養」 0

下に「、患者申出療養」を加え、同表中

を

第四十条第一項 療養の給付	保険外併用療養費に係る評価療養、患者申出療養若しくは選
	定療養
第四十一条第一 療養の給付	保険外併用療養費に係る評価療養、患者申出療養又は選定療
項	養

に改め、 同表第四十五条第三項の項から第四十五条の二第一項の項までの規定中 「評価療養」の下に

患者申出療養」を加え、 同表第四十五条の二第五項の項中「又は」を「、患者申出療養若しくは」に改め

同表第五十二条第三項の項及び第五十二条第五項の項中 「評価療養」 の 下 に 患者申出療養」 を加え

る。

第二十八条の六第二項の表第三十六条第四項の項を削る。

第二十九条の二第一項第一号ハ中「又は同項第四号」を「、 同項第四号に規定する患者申出療養又は同

項第五号」に改める。

附則第一 条の三中 「第十九条第二 項」 を「第十九条第三項」 に改める。

附則第一条の四の表中

				_
				第十九条第一項
齢者支援金等」と	等(以下「後期高	後期高齢者支援金	保法の規定による	及び高齢者医療確
	いう。)	規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」と	「後期高齢者支援金等」という。)及び高齢者医療確保法の	、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下

いう。	
第七十三条第一項	附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十三条第
	一項
及び後期高齢者支	、後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等
援金等	
同項	法附則第二十二条の規定により読み替えられた同項
及び高齢者医療確	、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金(第二十
保法の規定による	九条の七第二項及び第三項において「後期高齢者支援金」と
後期高齢者支援金	いう。)及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金
(第二十九条の七	
第二項及び第三項	
において「後期高	
一齢者支援金」とい	

を

		第七	いう。		等		第二号保法	第十九条第一項 及び	第一号	第十九条第一項 第七
及び高齢者医療確		第七十三条第一項	°)	齢者支援金等」と	(以下「後期高	期高齢者支援金	の規定による	及び高齢者医療確		第七十三条第一項
、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金(一項	附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十三条第一			いう。)	規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」と	「後期高齢者支援金等」という。)及び高齢者医療確保法の	、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下	一項	附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十三条第

——— 第 七	第 第 一 十 号 九	「 を 		 第 -	こに、				
第二号第二項	第一号第二項			第十九条第二項					
援金等及び後期高齢者支	第七十三条第一項		等	後期高齢者支援金		」という。)	後期高齢者支援金	後期高齢者支援金	保法の規定による
、後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等	一項 一項 一項 一項 一項 一項 一項 一項			病床転換支援金等		による病床転換支援金(以下「病床転換支援金」という。)	後期高齢者支援金」という。)及び高齢者医療確保法の規定		

	等	
床転換支援金等	後期高齢者支援金 病	第十九条第三項
	援金並びに	
後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに	及び後期高齢者支	
項		
則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十三条第	第七十三条第一項 附	

に改め、同表第二十条第三項の項を次のように改める。

	第二十条第三項
	第七十三条第一項
一項	附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十三条第

(国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正)

第二条 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令 (昭和三十四年政令第四十一号) の一部を次のよ

うに改正する。

第五条第一項第一号中「次に掲げる額の合算額の百分の三十二に相当する額」を「イに掲げる額とロに

掲げる額の合算額にハに掲げる割合を乗じて得た額」に改め、 同号に次のように加える。

次の表の上欄に掲げる当該組合の組合被保険者一人当たり所得額 (厚生労働省令で定める基準と

なる年度における組合の被保険者一人当たりの所得の額として厚生労働省令で定めるところにより

において同じ。)の区分に応じ、同表の下欄に掲げる割合

算定した額をいう。

第四項第二号ロ

(附則第十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。

百五十万円未満	百分の三十二
百五十万円以上百六十万円未満	百分の三十
百六十万円以上百七十万円未満	百分の二十八
百七十万円以上百八十万円未満	百分の二十六
百八十万円以上百九十万円未満	百分の二十四
百九十万円以上二百万円未満	百分の二十二
二百万円以上二百十万円未満	百分の二十
二百十万円以上二百二十万円未満	百分の十八

二百二十万円以上二百三十万円未満	百分の十六
二百三十万円以上二百四十万円未満	百分の十四
二百四十万円以上	百分の十三

第五 一条第三 項 中 特定 納 付 費用 額」 \mathcal{O} 下 に (次項に お 1 7 「特定納 付費用 額 とい . う。 を 加 え、

この号において「特定納付費用額」という。)」を「特定納付費用額」 に改め、 同号ロを次のように改め

る。

同条第四項

第

号中

「次号イ」を「次号」に改め、

同項第二号中

前

項に規定する特定納付

. 費用1

額

(以 下

口 特定納付費用額のうち給付費割合を乗じて得た額を除いた額 (前期高齢者交付金がある場合には

特定納付費用額に係る前 期高齢者交付金の額に相当する額から前期高齢者交付金給付費相当 額を

控除 した額を控除した額) に係る特定割合 次の表 の上欄に掲げる当該組合の組合被保険者一人当

たり所得額の区分に応じ、 同表の下欄に掲げる割合

百五十万円以上百六十万円未満	百五十万円未満
千分の百六十一	千分の百六十四

百六十万円以上百七十万円未満	千分の百五十七
百七十万円以上百八十万円未満	千分の百五十四
百八十万円以上百九十万円未満	千分の百五十
百九十万円以上二百万円未満	千分の百四十七
二百万円以上二百十万円未満	千分の百四十四
二百十万円以上二百二十万円未満	千分の百四十
二百二十万円以上二百三十万円未満	千分の百三十七
二百三十万円以上二百四十万円未満	千分の百三十三
二百四十万円以上	千分の百三十

読み替えられた第五条第一 附則第十五条中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改め、 項第一 号口 の項及び附則第十三条の規定により読み替えられた第五条第三項の 同条の表附則第十三条の規定により

項中 七第 「附則第十三条の五 項第一号」を「附則第十四条の九第一 の八第一 項第一号」を 項第一号」に改め、 「附則第十三条の八第一項第一号」に、 同表第五条第四項第二号イの項中 附 則第十四条 「附則 \mathcal{O}

号」を「附則第十三条の六第一号」に改め、 第十三条の五の八第一項第一号」を「附則第十三条の八第一項第一号」に、「附則第十三条の五の六第一 同表第五条第四項第二号ロの項を次のように改める。

応じ、当該⑴及び⑵に定める割合		
	割合	
ける 定割合 次の①及び②に掲げる区分に	額の区分に応じ、同表の下欄に掲げ	
所得 特定納付費用額」という。)に係る特	該組合の組合被保険者一人当たり所得	
る当 この口において「給付費相当額控除後	る特定割合 次の表の上欄に掲げる	
に係 当額を控除した額を控除した額。以下	当額を控除した額を控除した額)に	
費相 する額から前期高齢者交付金給付費相	する額から前期高齢者交付金給付費	
相当 額に係る前期高齢者交付金の額に相当	額に係る前期高齢者交付金の額に相	
實用 交付金がある場合には、特定納付費用	交付金がある場合には、特定納付費	
一乗じて得た額を除いた額(前期高齢者	――乗じて得た額を除いた額(前期高齢―	第二号口
台を ロ 特定納付費用額のうち給付費割合を	ロ 特定納付費用額のうち給付費割合を	第五条第四項

二百十万円以上	百十万円未満	二百万円以上二	二百万円未満	百九十万円以上	百九十万円未満	百八十万円以上	百八十万円未満	百七十万円以上	百七十万円未満	百六十万円以上	百六十万円未満	百五十万円以上
千分の百四十		千分の百四十四		千分の百四十七		千分の百五十		千分の百五十四		千分の百五十七		千分の百六十一
	σ	1,7	무	_	<i>{</i> ₽.	1.7	虔	<i>(</i>)	70	H:	沚	婚

でない の割合を乗じて得た額並びに後期高 \mathcal{O} 生労働大臣 額のうち、 齡 号に規定する後期高齢者支援金 潦 法附則第十条第三項の に同号に規定する率を乗じて得た 保法第三十四条第一項第一号及び第 により読み替えられた高 一号に掲げる額の合計額に対する同 者支援。 納 確 保 付 法 ŧ に要する費用 金の 附則第十三条第 Oに係る 組合特定被保険者のうち が定める組 納 る前 付 に要する費用 期 \mathcal{O} 合の 額 高 規定により厚 [齢者] 15 齢 被保 高 項 者納 医 \mathcal{O} 齢 療 険者 $\overline{\mathcal{O}}$ \mathcal{O} 規 者 付 額 額 額 確 定 金 医

	上
千分の百三十	二百四十万円以
	未満
	上二百四十万円
千分の百三十三	二百三十万円以
	未満
	上二百三十万円
千分の百三十七	二百二十万円以
	満
	二百二十万円未

欄に掲げる割合

たり所得額の区分に応じ、

同表の下

げる当該組合の組合被保険者一人当

円 円 円 F 未 以 未 」	百六十万円以上 	月 円 以		百五十万円未満
未 以 未 ↓ 満 上 満 ₋	以 未 上 清	ト 以		未満
	- 1 P	₩		刊刊
四 千 七 一 分 の 百 五 十	千分の百五十	千分の百六十	四	千分の百六十

の合計額に三分の二を乗じて得た額

に係る特定割合

次の表の上欄に掲

							(2)				
百五十万円未満 千分の百六十	合	区分に応じ、同表の下欄に掲げる割	の組合被保険者一人当たり所得額の	合 次の表の上欄に掲げる当該組合	じて得た額を除いた額に係る特定割	額のうち①に規定する三分の二を乗	給付費相当額控除後特定納付費用	上	二百四十万円以	未満	上二百四十万円

二百十万円以上	百十万円未満	二百万円以上二	二百万円未満	百九十万円以上	百九十万円未満	百八十万円以上	百八十万円未満	百七十万円以上	百七十万円未満	百六十万円以上	百六十万円未満	百五十万円以上
千分の百四十	四	千分の百四十	七	千分の百四十		千分の百五十	四	千分の百五十	七	千分の百五十	1	千分の百六十

第三条 (健康保険法施行令の一部改正) 健康保険法施行令(大正十五年勅令第二百四十三号)の一部を次のように改正する。 上 二百四十万円以 未満 二百三十万円以 未満 上二百三十万円 上二百四十万円 七 三 千分の百三十 千分の百三十

第三十六条の次に次の一条を加える。

二百二十万円以	満	二百二十万円未
千分の百三十		

(傷病手当金と障害手当金等との併給調整)

第三十六条の二 法第百八条第四項ただし書の政令で定めるときは次の各号に掲げる場合とし、 同項ただ

し書の政令で定める差額は当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額とする。

かつ、

出産手当金の支給を受けることができない場合

報酬

を受けることができない場合であって、

傷病手当金合計額 (厚生年金保険法 (昭和二十九年法律第百十五号)による障害手当金の支給を受

けることとなった日以後に傷病手当金の支給を受けるとする場合の法第九十九条第二項の規定により

算定される額の合計 額が当該障害手当金の額に達するに至る日における当該合計額をいう。 以下この

条において同じ。)と障害手当金の額との差額

報酬を受けることができない場合であって、 かつ、 出産手当金の支給を受けることができる場合

法第九十九条第二項の規定により算定される額と出産手当金の額 (当該額が同項の規定により算定さ

れ る額を超える場合にあっては、 当該額) との差額又は傷病手当金合計額と障害手当金 の額との差額

のいずれか少ない額

 \equiv 報 酬 \mathcal{O} 全部又は一部を受けることができる場合であって、 かつ、 出産手当金の支給を受けることが

若しくは できない場合 一部の額 法第九十九条第二項の規定により算定される額と当該受けることができる報酬の全部 (当該額が同項の規定により算定される額を超える場合にあっては、 当該官 額) との

几 報 膕 \mathcal{O} 全部又は一部を受けることができる場合であって、 カン つ、 出産手当金の支給を受けることが

差額又は

傷病手当金合計額と障害手当金

0

額との差額

 $\widehat{\mathcal{O}}$

()

ずれ

か

少な

い額

できる場合 法第九十九条第二項の規定により算定される額と当該受けることができる報酬の全部若

しくは 該合算額 が法第九十九条第二項の規定により算定される額を超える場合にあっては、 部の額及び法第百八条第二項ただし書の規定により算定される出産手当金の額の合算額 当該 額) との差 **当**

額 文は 傷 病手当金合計額と障害手当金 の額との 差額 \mathcal{O} 7 ずれ か少な 1 額

第三十七条中 「第百八条第四項」 を 「第百八条第五項」 に改める。

第三十八条中 「第百八条第四項」 を 「第百八条第五項」 に改め、 同条第二号中「(昭和二十九年法律第

百十五号)」を削る。

第四十一条第一 項 第 一号口 中 「又は同項第四号」 を $\overline{\ }$ 同項第四号に規定する患者申出療養又は同項第

五号」に改める。

(船員保険法施行令の一部改正)

第四条 船員保険法施行令 (昭和二十八年政令第二百四十号) の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

(傷病手当金と障害手当金等との併給調整)

第四条の二 法第七十条第三項ただし書の政令で定めるときは次の各号に掲げる場合とし、 同項ただし書

の政令で定める差額は当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額とする。

報酬を受けることができない場合であつて、 かつ、 出産手当金の支給を受けることができない場合

傷 病 手当金合計額 (厚生年金保険法 (昭和二十九年法律第百十五号)による障害手当金 の支給 を受

けることとなつた日以後に傷病手当金の支給を受けるとする場合の法第六十九条第二項 の規定により

算定される額の合計額が当該障害手当金の額に達するに至る日における当該合計額をいう。 以下この

条において同じ。)と障害手当金の額との差額

報 酬 を受けることができない場合であつて、 かつ、 出産手当金の支給を受けることができる場合

法第六十九条第二項の規定により算定される額と出産手当金の額 (当該額が同項の規定により算定さ

れる額を超える場合にあつては、 当該額) との差額又は傷病手当金合計額と障害手当金の額との差額

のいずれか少ない額

三 報 酬 \mathcal{O} 全部 又は 一部を受けることができる場合であつて、 カゝ つ、 出産手当金の支給を受けることが

できな 7 場合 法第六十九条第二項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定により算定される額と当該受けることができる報 膕 \mathcal{O} 全部

若しくは一部の額 (当該額が 同 項の規定により算定される額を超える場合にあつては、 当該額) と の

差額又は傷病手当金合計額と障害手当金の額との差額のいずれか少ない 額

兀 報 酬 \mathcal{O} 全部又は 部を受けることができる場合であつて、 かつ、 出産手当金の支給を受けることが

できる場 合 法第六十 -九条第1 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定により算定される額と当該受けることができる 報 酬 \mathcal{O} 全 部 若

しくは 部の額及び法第七十四条の二ただし書の規定により算定される出産 手当金の額 の合算額 **当**

該 合算額が法第六十九条第二項の規定により算定される額を超える場合にあつては、 当該額) との差

額 又は 傷 病手当金合計額と障害手当金 の額との差額 \mathcal{O} いずれ か 少な 1 額

第五条第二号中「(昭和二十九年法律第百十五号)」を削る。

第八条第 項第一 号口中 「又は同項第四号」 を 同項第四号に規定する患者申出療養又は同項第五号

」に改める。

(高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正)

第五条 高齢者の医療の確保に関する法律施行令 (平成十九年政令第三百十八号) の一部を次のように改正

する。

第八条第二項の表第六十四条第四項の項を削り、 同表第七十条第三項の項を次のように改める。

第七十条第三項	保険医療機関等	保険医療機関
	療養の給付に関する	入院時食事療養費に係る療養に関する
	次条第一項の療養の給付の取扱い	第七十四条第十項において準用する前項の定
	及び担当に関する基準並びに療養	め及び同条第二項の規定による基準並びに同
	の給付に要する費用の額の算定に	条第四項の入院時食事療養費に係る療養の取
	関する基準及び前項の定め	扱い及び担当に関する基準

第九条第二項の表第六十四条第四項の項を削り、 同表第七十条第三項の項を次のように改める。

第七十条第三項	
保険医療機関等	
保険医療機関	

扱い及び担当に関する基準	関する基準及び前項の定め	
条第四項の入院時生活療養費に係る療養の取	の給付に要する費用の額の算定に	
め及び同条第二項の規定による基準並びに同し	及び担当に関する基準並びに療養	
第七十五条第七項において準用する前項の定	次条第一項の療養の給付の取扱い	
入院時生活療養費に係る療養に関する	療養の給付に関する	

患者申出療養」を加え、同表第六十六条第一項の項及び第七十条第二項の項中「評価療養」の下に「、患 第十条第二項の表第六十四条第三項及び第四項の項中「及び第四項」を削り、 「評価療養」の下に「、

者申出療養」を加え、同表第七十条第三項の項を次のように改める。

条第三項に規定する保険外併用療養費に係る	一の給付に要する費用の額の算定に	
め及び同条第二項の規定による基準並びに同	及び担当に関する基準並びに療養	
第七十六条第六項において準用する前項の定	次条第一項の療養の給付の取扱い	
療養又は選定療養に関する		
保険外併用療養費に係る評価療養、患者申出	療養の給付に関する	第七十条第三項

|関する基準及び前項の定め

療養の取扱い及び担当に関する基準

第十条第二項の表第七十条第七項の項及び第七十二条第一項の項中 「評価 「療養」 の 下 に 患者申出療

養」 を加え、 同表第七十二条第三項の項中 「又は」を 患者申出療養若しくは」 に改め、 同表第七 一 四

条第五項の項 及び第七十四 条第七 項の 項中 評 価 療養」 の 下 に 患者申出療養」 を加える。

第十三条第二項の表第六十四条第四項の項を削り、 同表第七十条第二項の項中「の規定により読み替え

て」を「において」に改め、同表中

第七十六条第二	の給付に要する費用の額の算定に 第七十一条第一項に規定する療養 保険外併用療養費の額	給付を受けることができる場合は第七十一条、被保険者証が交付されているならば療養の特別療養費の額
	給付に要する費用の	付を受け
	関する基準を勘案して	第一項に規定する療養の給付に要する費用の
		額の算定に関する基準により、被保険者証が
		交付されているならば保険外併用療養費の支
		給を受けることができる場合は第七十六条第

給を受けることができる場合は第七十六条第一		
交付されているならば保険外併用療養費の支		
額の算定に関する基準により、被保険者証が		
第一項に規定する療養の給付に要する費用の	関する基準を勘案して	
給付を受けることができる場合は第七十一条	の給付に要する費用の額の算定に	項第一号
、被保険者証が交付されているならば療養の	第七十一条第一項に規定する療養	第七十六条第二
		項
特別療養費	保険外併用療養費	第七十六条第二
		· を
きる場合は第七十八条第四項に規定する		
らば訪問看護療養費の支給を受けることがで		
基準により、被保険者証が交付されているな		
二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める		

らば訪問 基準により、 二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める きる場合は第七十八条第四 .看護療養費の支給を受けることがで 被保険者証が交付されているな 項に規定する

に改め、同表第八十一条第一項の項中「の支給」を削る。

第十四条第一項第一号ハ中「又は同項第四号」 を「、 同項第四号に規定する患者申出療養又は同項第五

号」に改める。

(健康保険法施行令等の一部を改正する政令の一部改正)

第六条 健康保険法施行令等の一部を改正する政令(平成二十年政令第百十六号)の一部を次のように改正

する。

附則第二条の前の見出しを削り、 同条の表以外の部分中 「平成二十年度」 を「平成二十八年度及び平成

二十九年度」に、 「附則第三十八条」を 「附則第三十八条第一 項」 に改め、 「医療等に要する費用」 の 下

に「のうち平成二十七年度以前に請求されたもの」 を加え、 「同条」 を「同項」に、 「及び第五十二条」

を「、第五十二条及び第五十五条」に改め、 同条の表第五十三条第一項の項の次に次のように加える。

										項	第五十四条第一
拠出金の額にその満たない額とそ	いときは、当該年度の概算医療費	の確定医療費拠出金の額に満たな	概算医療費拠出金の額が前々年度	た額とするものとし、前々年度の	調整金額との合計額を控除して得	の超える額とその超える額に係る	度の概算医療費拠出金の額からそ	出金の額を超えるときは、当該年	金の額が前々年度の確定医療費拠	だし、前々年度の概算医療費拠出	概算医療費拠出金の額とする。た
										係る調整金額との合計額	前々年度の実績医療費拠出金の額とその額に

	の満たない額に係る調整金額との	
	合計額を加算して得た額	
第五十四条第二	概算医療費拠出金の額と確定医療	実績医療費拠出金の額
項	費拠出金の額との過不足額	
附則第二条の表第五十五条第一		項の項から第五十五条第五項の項までを削り、同表第五十六条第一項の
項の前に次のように加える。	加える。	
第五十六条の見	確定医療費拠出金	実績医療費拠出金
出し		
附則第二条の表第	附則第二条の表第五十六条第一項の項を次のように改める。	める。
第五十六条第一	第五十四条第一項	健康保険法施行令等の一部を改正する政令(
項		平成二十年政令第百十六号)附則第二条の規
		定により読み替えられた改正法第七条の規定
		による改正前の第五十四条第一項

	確定医療費拠出金の	実績医療費拠出金の
附則第二条の表第	表第五十六条第一項の項の次に次のよう	ように加える。
第五十六条第一	確定負担調整基準超過保険者	実績負担調整基準超過保険者
項第一号	確定加入者調整率	実績加入者調整率
	負担調整前確定医療費拠出金相当	負担調整前実績医療費拠出金相当額から
	額から	
第五十六条第一	加入者等	加入者等(改正法第七条の規定による改正前
項第一号イ		の第二十五条第一項に規定する七十五歳以上
		の加入者等をいう。以下この条において同じ
		°)
	特定費用確定率	特定費用実績率
第五十六条第一	前々年度の	平成二十年度の
項第一号口		

負担調整前実績医療費拠出金相当額	負担調整前確定医療費拠出金相当	第五十六条第三
同年度における下限割合	前々年度における下限割合	
同年度における当該	前々年度における当該	
この項において同じ。)の総数		
第六条第三項に規定する加入者をいう。以下		
加入者(改正法第七条の規定による改正前の	加入者の総数	
平成十九年度における全て	前々年度におけるすべて	項
実績加入者調整率	確定加入者調整率	第五十六条第二
	額	
負担調整前実績医療費拠出金相当額	負担調整前確定医療費拠出金相当	項第二号
実績負担調整基準超過保険者	確定負担調整基準超過保険者	第五十六条第一
	額	項第一号口(1)
負担調整前実績医療費拠出金相当額	負担調整前確定医療費拠出金相当	第五十六条第一

項	額	
第五十六条第三	特定費用確定率	特定費用実績率
項第一号		
第五十六条第三	確定基準超過保険者	実績基準超過保険者
項第一号イ	確定加入者調整率	実績加入者調整率
第五十六条第三	特定費用確定率	特定費用実績率
項第二号		
第五十六条第四	負担調整前確定医療費拠出金相当	負担調整前実績医療費拠出金相当額
項	額	
	確定負担調整基準超過保険者	実績負担調整基準超過保険者
	確定負担調整加算率	実績負担調整加算率
第五十六条第五	特定費用確定率	特定費用実績率
項		

附則第二条の表中

	項	第六十四条第一
	第四十八条第一項	第一条
条第一項	改正法第七条の規定による改正前の第四十八	改正法第七条の規定による改正前の第一条

を

条第一項		項第二号
改正法第七条の規定による改正前の第四十八	第四十八条第一項	第六十四条第一
		項
改正法第七条の規定による改正前の第一条	第一条	第六十四条第一

に改め、 同表第七十四条の二の項中「第七十四条の二」を「第七十四条の二第一号」に改め、 同条に見出

しとして「(老人保健拠出金等に関するなおその効力を有するものとされた平成二十年四月改正前老健法

の規定の適用)」を付する。

附則第三条から第五条までを次のように改める。

第三条から第五条まで 削除

附則第六条第一項か ら第四項までを削り、 同条第五項の表以外の部分中 「健康保険法」 の下に「 (大正

十 一 年法律第七十号)」 を加え え、 同 項の表第 七 条の二第三 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 項 中 「附則第三十八条」 を 附 則第三十八

条第 項」 に 改 め、 同 表第百一 五十三条第二 項 \mathcal{O} 項中 「除く。)、」 の 下 に 「健 ・ 康 保険法等 \bigcirc 部を改 Ē す

る法律附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた」を加え、 同表第百五 十 匹

条第二項の項を次のように改める。

前項	同項	
支援金及び老人保健医療費拠出金	する病床転換支援金	二項
、同法附則第七条第一項に規定する病床転換	及び同法附則第七条第一項に規定	第百五十四条第

条第五項を同 附則第六条第五項の表附則第五条の五の項中 条第一 項とし、 同条第六項の表第七条の二第三項の項中 「附則第六条第五項」を「附則第六条第一項」に改め、 「附則第三十八条」 を 「附則第三十 同

八条第 項」 に改 め、 同 表第百五 十三条第二項 \mathcal{O} 項中 \bigcup 及び」 の 下 に 健 康 保 険法 等 \mathcal{O} 部を改 正 する

法律附品 則第三十八条第一 項 の規定によりなおその効力を有するものとされた」 を加え、 同 表第百 五十 ·四 条

第二項の項を次のように改める。

前項	同項	
支援金及び老人保健医療費拠出金	する病床転換支援金	二項
、同法附則第七条第一項に規定する病床転換	及び同法附則第七条第一項に規定	第百五十四条第

附則第六条第六項の表附則第五条の六の項を次のように改める。

読み替えられた		
えて適用される附則第四条の四の規定により	替えて適用される	
改正令附則第六条第二項の規定により読み替	附則第四条の四の規定により読み	
附則第五条	同条	
う。)附則第六条第二項の規定		
十六号。以下この条において「改正令」とい		
の一部を改正する政令(平成二十年政令第百		
及び第五条の規定並びに健康保険法施行令等	及び第五条の規定	附則第五条の六

附則第六条第六項を同条第二項とする。

附則第七条中「平成二十年度から」を「平成二十八年度及び」に改め、「までの間」を削り、同条の表

第六十九条の項中「附則第三十八条」を「附則第三十八条第一項」に改め、 同表中

並びに介護納付金の納付に要する費用の	付金の納付に要する費用の	
、病床転換支援金及び老人保健医療費拠出金	及び病床転換支援金並びに介護納	
る費用に		
」という。)並びに介護納付金の納付に要す		
項及び次項において「老人保健医療費拠		
老健法の規定による医療費拠出金(以下この	付金の納付に要する費用に	 項
、病床転換支援金及び平成二十年四月改正前	及び病床転換支援金並びに介護納	第七十三条第一

っを

項	第七十三条第一
付金の納付に要する費用に	及び病床転換支援金並びに介護納
改正する法律附則第三十八条第一項の規定に	、病床転換支援金及び健康保険法等の一部を

並びに介護納付金の納付に要する費用の	付金の納付に要する費用の	項第一号口
、病床転換支援金及び老人保健医療費拠出金	及び病床転換支援金並びに介護納	第七十三条第一
付金の納付に要する費用に		
保健医療費拠出金」という。)並びに介護納		
拠出金(以下この項及び次項において「老人		
二十年四月改正前老健法の規定による医療費		
よりなおその効力を有するものとされた平成		

に改める。

附則第八条中「平成二十年度から」を「平成二十八年度及び」に改め、「までの間」及び「。次項にお

いて同じ」を削り、同条の表中

		_
		第七十条第一項
いう。)	援金(以下「病床転換支援金」と	及び同法の規定による病床転換支
等の一部を改正する法律(平成十八年法律第	病床転換支援金」という。) 及び健康保険法	、同法の規定による病床転換支援金(以下「

八十三号)附則第三十八条第一項の規定によ		
等の一部を改正する法律(平成十八年法律第	いう。)	
病床転換支援金」という。)及び健康保険法	援金(以下「病床転換支援金」と	
、同法の規定による病床転換支援金(以下「	及び同法の規定による病床転換支	第七十条第一項
		「 を ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
、病床転換支援金及び老人保健医療費拠出金	及び病床転換支援金	
老人保健医療費拠出金」という。)		
による医療費拠出金(以下この項において「		
二十年四月改正前老健法」という。)の規定		
年法律第八十号。第七十五条において「平成		
規定による改正前の老人保健法(昭和五十七		
その効力を有するものとされた同法第七条の		
八十三号)附則第三十八条の規定によりなお		

		第二号
、病床転換支援金及び老人保健医療費拠出金	及び病床転換支援金	第七十条第一項
いて「老人保健医療費拠出金」という。)		
の規定による医療費拠出金(以下この項にお		
「平成二十年四月改正前老健法」という。)		
五十七年法律第八十号。第七十五条において		
七条の規定による改正前の老人保健法(昭和		
りなおその効力を有するものとされた同法第		

に改め、 同表第七十五条の項中「病床転換支援金等及び」の下に「健康保険法等の一部を改正する法律附

則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた」を加える。

附則第九条第一項中「平成二十年度」を「平成二十八年度及び平成二十九年度」

に改め、

同項の表中

	第七十条第一項
援金(以下「病床転換支援金」と	及び同法の規定による病床転換支
病床転換支援金」という。)及び健康保険法	、同法の規定による病床転換支援金(以下「

健医療費拠出金相当額	
病床転換支援金の額並びに負担調整前老人保	病床転換支援金の額
の納付	
、病床転換支援金及び老人保健医療費拠出金	及び病床転換支援金の納付
」という。)	
以下この項において「老人保健医療費拠出金	
法」という。)の規定による医療費拠出金(
第一項において「平成二十年四月改正前老健	
年法律第八十号。第七十五条及び附則第七条	
規定による改正前の老人保健法(昭和五十七	
その効力を有するものとされた同法第七条の	
八十三号)附則第三十八条の規定によりなお	
等の一部を改正する法律(平成十八年法律第	いう。)

第七十条第一項	及び同法の規定による病床転換支	、同法の規定による病床転換支援金(以下「
	接金(以下「病床転換支援金」と	病床転換支援金」という。)及び健康保険法
	いう。)	等の一部を改正する法律(平成十八年法律第
		八十三号。以下この項及び第七十五条におい
		て「平成十八年健保法等改正法」という。)
		附則第三十八条第一項の規定によりなおその
		効力を有するものとされた平成十八年健保法
		等改正法第七条の規定による改正前の老人保
		健法(昭和五十七年法律第八十号。第二号及
		び第七十五条において「平成二十年四月改正
		前老健法」という。)の規定による医療費拠
		出金(以下この項において「老人保健医療費

		拠出金」という。)
第七十条第一項	及び病床転換支援金の納付	、病床転換支援金及び老人保健医療費拠出金
第二号		の納付
	病床転換支援金の額	病床転換支援金の額並びに負担調整前老人保
		健医療費拠出金相当額(健康保険法施行令等
		の一部を改正する政令(平成二十年政令第百
		十六号)附則第二条の規定により読み替えら
		れた平成十八年健保法等改正法附則第三十八
		条第一項の規定によりなおその効力を有する
		ものとされた平成二十年四月改正前老健法第
		五十六条第三項に規定する負担調整前実績医
		療費拠出金相当額を同令附則第二条の規定に
		より読み替えられた平成十八年健保法等改正

いう。 0 績 改正 0 り 法附則第三十八条第一項の規定によりなおそ 効力を有するものとされた平成二十年 算定した医療費拠出金の額に 医 前 療 費 老 附則第七条第一項第二号において同じ 健法第一 拠 出 金とみなして、 五. 十四四 1条第 同 項に規定す 相当する 項 \mathcal{O} 規 定 る実 額 にこ 匹 を 月 ょ

則第七条第 に 八条第一 改 δ 項の 同 表 項」 第七 規定により + 五. 「附則第七条第一項第二号」に改め、 条 なおその効力を有するものとされた」 \mathcal{O} 項 中 「病 床 転 換支援 金等及び」 \mathcal{O} 下 (当該年度の平成二十年四月改正 を加え、 に 平 成 同表附記 + 八年 則 健 第七条第一 保法等改 正 項 法 前 O附 老健 項中 則 第 法第 三十 附

を

五十五 項に規定す 一条第三 んる負 一項に規 担 調整 定す 前 概算医 んる負担 療 調 費 整 前概 拠 出 算医 金相 当 療 費拠 額 岌 び 出 金 前 相 Þ 年 当額の十二分の一に相当す 度の平成二十年四 月 改 Ī うる額、 前老健 法 前 第 Þ 年 五. 度 六条 \mathcal{O} 同

第三 項に規定する負担 調 整前 確 定 医 |療費拠 出 金相当額をそれぞれ平成二十年四 月 改正前老健法 第五 十 兀 条

拠 第一 出 金とみなして、 項に規定する当該年度の概算医療費拠出金、 同 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定 の例により算定した医療費拠出金 前々年度の概算医療費拠出金及び前々年度 の額に相当する額をい , う。 \mathcal{O} 確定医療費 を削 り、

同 条第二項 か 5 第 五. 項 までを削 る。

り、 則第二 おその 二十二条」に改め、 十八条」を 則第二条 附 「以下同じ」を 同 則 附 条 効力を有するものとされた」 第十二 法第 \mathcal{O} 則第二十二条」 · 条 第 規 の規定により読み替えられた平成十八年健保法等改正法附 七 条」 定に 以下この号にお を 項 ょ 「次項第二号において同じ」に、 り読 か 平 5 (当該」及び 成十 を 第四 み替えられ 「附則第二十一条の三第一項」 八年 項 まで 1 · 健 7 に、 を 削 た 平 保法等改 平 _ と、 -成十八. 成十 り、 「を同 八 同 正 「同じ。 法第· 年 条第五項中 令附則第 年健保法等改正法」という。) 健保法等 七 \bigcup _ 条 附則第一 五. 条の に、 に、 改 とあるのは 平 É -成二十 法附 規定により読み替えられた」 五条の規定により読み替えら 以下 附 則第三十八 則第二十一 則第三十八条第 五年度から」 「同じ。 を 「以下この号に 附 条の三第 条 第 則第三十八条第 及び を削 項 り、 \mathcal{O} 項の規定によりな 「ま 項」 規 を れ お で 定 を た に 7 0) 「を同 附 間 ょ 7 州 ŋ を 項」 則 を削 第三 な 令 則 に に 附 第 お

その効力を有するものとされた」に、

「同令附

則第五条の

規定により読み替えら

ń

た 同

項」

を

同

項」

に

附

改め、 おいて 号に たし れた」に、 替えられた平成十八年健保法等改正法附則第三十八条第一 八 えられた平成十八年健保法等改正法附則第三十八条第一 年 に、 健保法等 お いて同 「平成十八年健保法等改正法」という。) 「の例」を削り、 同 「を同令附則第五条の規定により読み替えられた」 改正 令附 に、 法第 則第 七条」 五 \bigcup 条 同項を同条第一項とし、 附則第 \mathcal{O} に、 規定により 五 「 以 下 条の 読み替えられ 規定により読み替えられた」 」 を 「以下この号において 附則第三十八条第一項」に、 同条第六項中「) た 同 項 項」 の規定によりなおその 項の規定によりなおその効力を有するものとさ を を「を同令附則第二条の規定により読 同 附則第三十八条」を「。 を 項 二 \supset に、 に改 附 め、 則 「以下同 第二条 効力を有するものとされ 同法第七条」 $\overline{\mathcal{O}}$ ľ 例 の規: を削 定 を 以下この号に を にこ 次 ょ り、 平 ŋ 項 み替 成十 同 読 項 4

分の 法 及び同法」 附則第十一 を加え、 玉 民 健康 条第 とあるのは 保険税」 「及び第三項」 一項中「平成二十年度分の国民健康保険税」を「平成二十八年度分及び平成二十九年度 に改め、 $\overline{\ }$ 同法」 を $\overline{\mathcal{O}}$ 「地方税法」 と、 規定 及び同条第三項」 「並びに介護保険法」 の 下 に 「附則第三十八条の三の規定により読み替えられ に、 とあるのは 並 び に 介護保 「及び」に、 険 法 とあ 「附則第三十八条 る 0 は た 同 を

を同条第二項とする。

この *(*) を 項及び第三項において」 「附則第三十八条第一項の」に、 を加え、 「「並びに介護納付金」 「こととされる」を「ものとされた」に改め、 を「「及び後期高齢者支援金等」 「以下」 に、 の下に「

老人保健拠 出 金並 びに介護納付金」 を 後期 高 齢者支援 金等及び老人保健拠 出 金 に、 附則第九条

第一 項」 を 附 則第九条」 に改め、 同条第二項 から第五 項までを削 る。

項」 から」 律第七十三号)」 附則第十二条第一項を削り、 に改 を「平成二十八年度及び」に改め、 め、 同 表第 を加え、 百二十 同項の表第百十二条第二項の項中 条第 同条第二項中「平成二十一年度 十項の 項中 「までの間」 「附則第十二条第二項」 を削り、 「附則第三十八条」 (施行日の属する月以後の期間に限る。) 「船員保険法」 を 「附則第十二条」 の 下 に を 「附則第三十八条第 に改 (昭 め、 和十四年法 同 条第

附則第十三条中「平成二十年度から」を「平成二十八年度及び」に改め、 「までの間」 を削り、 附則

第三十八条」を「附則第三十八条第一項」に改める。

項を同条とする。

第三十八条」 附則第· + 匹 を「附則第三十八条第一項」に改め、 条中 「平成二十年度から」 を 平 成二十八年度及び」 「及び附則第十八条第五項」 に改め、 「ま を削り、 での 間 を削 「附則第十四条 ŋ 附 則

の三第一項中」を「附則第十四条の三第一項第一号中」に改め、 「掛金(老人保健拠出金、」と」の下に

同法附則第十八条第五項中 「負担金 とあるのは 「負担金 (老人保健拠出金、 と を加える。

附則第十 五 条及び第十六条中 「平成二十年度から」 を 「平成二十八年度及び」に、 「まで 0 間 に お *(*) て

を に お 1 て平成十八年 健保法等改正法附則第三十八条第一 項の規定によりなおその効力を有するもの

とされた」に、 「附則第三十八条」を「附則第三十八条第一項」に改める。

第十七条 削除

附

三則第十七条を次のように改める。

附 崱 第十二 八 条の 見 出 し中 「関する」 の 下 に 「なおその効力を有するものとされ た を加え、 同条中 医医

療等に要する費用」の下に「のうち平成二十七年度以前に請求されたもの」を加え、 「附則第三十八条」

を 「附則第三十八条第一項」に改め、 同条の表第十八条各号列記以外の部分の項を次のように改める。

。) 附則第三十八条第一項の規定によりなお		
八年法律第八十三号。以下「改正法」という		
健康保険法等の一部を改正する法律(平成十	法第四十八条第一項の	第十八条

その効力を有するものとされた改正法第七条 正前 七年法律第八十号。 の規定による改正前の老人保健法 老健法」 という。 以下「平成二十年四 第四十八条第 (昭 和 月改 項 五 十 \mathcal{O}

附則第十八条の表第十八条第一号の項中「第十八条第一号」を「第十八条第一号イ」に、「こと」を

を「改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力

を有するものとされた平成二十年四月改正前老健法」 に改め、 同項の次に次のように加える。 もの」に、

「平成二十年四月改正前老健法」

第十八条第一号	法	平成二十年四月改正前老健法
ロ(1)から(3)まで		
第十八条第一号	法	改正法附則第三十八条第一項の規定によりな
(4)		おその効力を有するものとされた平成二十年
		四月改正前老健法

附則第十八条の表第十九条第一項の項を次のように改める。

四月改正前老健法第六十一条	
おその効力を有するものとされた平成二十年	
改正法附則第三十八条第一項の規定によりな	法第六十一条
四月改正前老健法第八十一条第二項	
おその効力を有するものとされた平成二十年	
改正法附則第三十八条第一項の規定によりな	法第八十一条第二項

三十三条の項中「平成二十年四月改正前老健法」を「改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその 附則第十八条の表第二十一条第二項及び第四項、 第二十二条、 第二十三条、 第三十二条第一項並 一びに第

効力を有するものとされた平成二十年四月改正前老健法」に改める。

定による改正後の」 附則第十九条中 「平成二十年度から」を「平成二十八年度及び」に改め、 及び 「(以下 「新健保令」という。)」を削り、 「新健保令附則第三条」 「までの間」 「第一条の規 を 同 令 附

並びに健 康保険法施行令附則第四条の規定により読み替えられた、 同令附則第三 条の 規定により読 み替え

「同令第二十条」に、「、

第六十五条及び」

を

「及び第六十

五条

則第三条」に、

「新健保令第二十条」を

られた第一条の規定による改正後の健康保険法施行令(以下「新健保令」という。)」に改め、 同条の表

第二十条の項中「附則第三十八条」を「附則第三十八条第一項」に改め、 同表第二十九条、 第四十六条、

第六十五条第一 項及び第六十七条第三項の項中 「第六十五条第一項及び」を「第六十五条第一項第一号イ

及び口並びに」に改める。

附則第二十条中「平成二十年度から」を「平成二十八年度及び」に改め、 「までの間」を削り、 同条の

表中

健法(昭和五十七年法律第八十号。以下この		
れた同法第七条の規定による改正前の老人保		
の規定によりなおその効力を有するものとさ		
平成十八年法律第八十三号)附則第三十八条		
)及び健康保険法等の一部を改正する法律(転換支援金等」という。)	
援金等(以下「病床転換支援金等」という。	る病床転換支援金等(以下「病床	
、高齢者医療確保法の規定による病床転換支	及び高齢者医療確保法の規定によ	第十九条第一項

改正令附則第七条の規定により読み替えられ	法附則第二十二条の規定により読
、病床転換支援金等及び老人保健拠出金	及び病床転換支援金等
の規定により読み替えられた、	
総額から当該年度における改正令附則第七条	総額から当該年度における
第二十二条の規定により読み替えられた法	
第七条の規定により読み替えられた、法附則	
第百十六号。以下「改正令」という。)附則	えられた法
令等の一部を改正する政令(平成二十年政令	則第二十二条の規定により読み替
合算額から当該年度における健康保険法施行	合算額から当該年度における法附
0	
及び次条において「老人保健拠出金」という	
という。)の規定による拠出金(以下この項	
項において「平成二十年四月改正前老健法」	

) 及び健康保険法等の一部を改正する法律	転換支援金等」という。)	
援金等(以下「病床転換支援金等」という。	る病床転換支援金等(以下「病床	第二号
、高齢者医療確保法の規定による病床転換支	及び高齢者医療確保法の規定によ	第十九条第一項
られた、法附則第二十二条		
という。)附則第七条の規定により読み替え		
平成二十年政令第百十六号。以下「改正令」		第 一 号
健康保険法施行令等の一部を改正する政令	法附則第二十二条	第十九条第一項
		を
による医療費拠出金		
援金及び平成二十年四月改正前老健法の規定	る病床転換支援金	
、高齢者医療確保法の規定による病床転換支	及び高齢者医療確保法の規定によ	
られた法第七十三条第一項		
た、法附則第二十二条の規定により読み替え	み替えられた同項	

び健康保険法等の一部を改正する法律附則第	換支援金」という。)
援金(以下「病床転換支援金」という。)及	る病床転換支援金(以下「病床転
、高齢者医療確保法の規定による病床転換支	及び高齢者医療確保法の規定によ
た、法附則第二十二条	
改正令附則第七条の規定により読み替えられ	- 法附則第二十二条
出金」という。)	
第二号及び次条第四項において「老人保健拠	
健法」という。)の規定による拠出金(次項	
下この号において「平成二十年四月改正前老	
老人保健法(昭和五十七年法律第八十号。以	
のとされた同法第七条の規定による改正前の	
第一項の規定によりなおその効力を有するも	
平成十八年法律第八十三号)附則第三十八条	

°)			
いて「平成二十年四月改正前老健法」という			
昭和五十七年法律第八十号。以下この項にお			
法第七条の規定による改正前の老人保健法(
によりなおその効力を有するものとされた同			
八年法律第八十三号)附則第三十八条の規定			
健康保険法等の一部を改正する法律(平成十	高齢者医療確保法	第十九条第二項	_
			っに
)			
において「老人保健医療費拠出金」という。			
健法の規定による医療費拠出金(次項第二号			
有するものとされた平成二十年四月改正前老			
三十八条第一項の規定によりなおその効力を			

っを

					1			っを				
第十九条第三項				第二号	第十九条第二項	第一号	第十九条第二項					
高齢者医療確保法		及び病床転換支援金並びに		法附則第二十二条	及び病床転換支援金等		法附則第二十二条		、病床転換支援金等	及び病床転換支援金等	換支援金等	病床転換支援金等(以下「病床転
健康保険法等の一部を改正する法律(平成十	並びに	、病床転換支援金及び老人保健医療費拠出金	た、法附則第二十二条	改正令附則第七条の規定により読み替えられ	、病床転換支援金等及び老人保健拠出金	た、法附則第二十二条	改正令附則第七条の規定により読み替えられ		、老人保健拠出金	及び老人保健拠出金	保健医療費拠出金	拠出金(以下この項及び次条において「老人

		八年法律第八十三号)附則第三十八条第一項
		の規定によりなおその効力を有するものとさ
		れた同法第七条の規定による改正前の老人保
		健法(昭和五十七年法律第八十号。以下この
		号において「平成二十年四月改正前老健法」
		という。)
	病床転換支援金等(以下「病床転	拠出金(次項第二号及び次条第四項において
	換支援金等	「老人保健拠出金
	及び病床転換支援金等	及び老人保健拠出金
	、病床転換支援金等	、老人保健拠出金
に改め、同表第二十冬	表第二十条第三項の項を次のように改める。	
第二十条第三項	法附則第二十二条	改正令附則第七条の規定により読み替えられ
		た、法附則第二十二条

において同じ」を削り、同条の表中

附則第二十一条中「平成二十年度から」を「平成二十八年度及び」に改め、

「までの間」及び「。次項

、病床転換支援金等及び老人保健拠出金	及び病床転換支援金等	
 において「老人保健拠出金」という。)		
第八十号)の規定による拠出金(以下この号		
よる改正前の老人保健法(昭和五十七年法律		
力を有するものとされた同法第七条の規定に		
号)附則第三十八条の規定によりなおその効		
部を改正する法律(平成十八年法律第八十三		
、前期高齢者納付金等及び健康保険法等の	、前期高齢者納付金等	
た、法附則第二十二条		第二項
改正令附則第八条の規定により読み替えられ	法附則第二十二条	第二十九条の七

及び病床転換支援金等						第二項第一号イ	第二十九条の七 、前期高齢者納付金等		第二項 み替えられた法第七十六条第一項	第二十九条の七 法附則第二十二条の規定により読
病床転換支援金等及び老人保健拠出金	この号において「老人保健拠出金」という。	年法律第八十号)の規定による拠出金(以下	規定による改正前の老人保健法(昭和五十七	その効力を有するものとされた同法第七条の	号)附則第三十八条第一項の規定によりなお	部を改正する法律(平成十八年法律第八十三	前期高齢者納付金等及び健康保険法等の一	られた法第七十六条第一項	た、法附則第二十二条の規定により読み替え	改正令附則第八条の規定により読み替えられ

第二項第一号口		た、法附則第二十二条
	及び病床転換支援金等	、病床転換支援金等及び老人保健拠出金

に改める。

附則第二十二条第一項中「平成二十年度」を「平成二十八年度及び平成二十九年度」に改め、 同項の表

を次のように改める。

、前期高齢者納付金等及び健康保険法等の一	、前期高齢者納付金等	第二十九条の七
られた法第七十六条第一項		
た、法附則第二十二条の規定により読み替え	み替えられた法第七十六条第一項	第二項
改正令附則第九条の規定により読み替えられ	法附則第二十二条の規定により読	第二十九条の七
られた、法附則第二十二条		
という。)附則第九条の規定により読み替え		
平成二十年政令第百十六号。以下「改正令」		第一項
健康保険法施行令等の一部を改正する政令(法附則第二十二条	第二十九条の七

改正令附則第九条の規定により読み替えられ	法附則第二十二条	第二十九条の七
費拠出金相当額の合算額		
調整対象基準額及び負担調整前老人保健医療	調整対象基準額	
た、法附則第二十二条		
改正令附則第九条の規定により読み替えられ	法附則第二十二条	
、病床転換支援金等及び老人保健拠出金	及び病床転換支援金等	
)		
この号において「老人保健拠出金」という。		
年法律第八十号)の規定による拠出金(以下		
規定による改正前の老人保健法(昭和五十七		
その効力を有するものとされた同法第七条の		
号)附則第三十八条第一項の規定によりなお		
部を改正する法律(平成十八年法律第八十三		第二項第一号イ

第二項第一号口		た、法附則第二十二条
	及び病床転換支援金等	、病床転換支援金等及び老人保健拠出金
第二十九条の七	法附則第二十二条	改正令附則第九条の規定により読み替えられ
第三項から第五		た、法附則第二十二条
項まで		

附則第二十二条第二項から第五項までを削る。

附則第二十三条中 「平成二十年度から平成二十九年度までの 間 を 「平成二十八年度」 に改 め、 第

条及び」の下に えられた、 同令附則第十三条の規定により読み替えられた同令」 「同令附則第十六 条の 規定により 読 み替えられた、 を加え、 同 令附:]則第: 並 び +) に同 五 条 令附則第二十三 \mathcal{O} 規定に ょ ŋ 読 条の 4 替

規定」 を削 り、 同条の表第一条第一 項の項中 「附則第三十八条」を「附則第三十八条第一項」に、 「第五

条第一 項」を 「第五条第一 項第一号口」 に、 「拠出金 (同号) を 拠 出 金 (次項第一号) に改 め、 同表第

条第二項 \mathcal{O} 項中 第一 条第二 項」 を 第 条第二 項第一号」 に改 め、 同 表中

第五 条第一 項 法附則第二十二条 改正令附則第七条の 規定により読み替えられ

				_	っを							
	号口	第五条第一項第		第五条第一項								
換支援金」という。)	る病床転換支援金(以下「病床転	及び高齢者医療確保法の規定によ		法附則第二十二条		及び病床転換支援金			換支援金」という。)	る病床転換支援金(以下「病床転	及び高齢者医療確保法の規定によ	
び健康保険法等の一部を改正する法律附則第	援金(以下「病床転換支援金」という。)及	、高齢者医療確保法の規定による病床転換支	た、法附則第二十二条	改正令附則第七条の規定により読み替えられ		、病床転換支援金及び老人保健医療費拠出金	」という。)	医療費拠出金(以下「老人保健医療費拠出金	び平成二十年四月改正前老健法の規定による	援金(以下「病床転換支援金」という。)及	、高齢者医療確保法の規定による病床転換支	た、法附則第二十二条

、病床転換支援金及び老人保健医療費拠出金	及び病床転換支援金	
保健医療費拠出金」という。)		
健法の規定による医療費拠出金(以下「老人		
有するものとされた平成二十年四月改正前老		
三十八条第一項の規定によりなおその効力を		

に改め、同表附則第二十三条第二項の項を削る。

附則第二十四条中「平成二十年度から」を「平成二十八年度及び」に改め、 「までの間」及び「。次項

において同じ」を削り、同条の表を次のように改める。

援金(第四条第二項及び第四条の二第一項に	る病床転換支援金(第四条第二項	一号
、高齢者医療確保法の規定による病床転換支	及び高齢者医療確保法の規定によ	第二条第一項第
定により読み替えられた、法附則第二十二条		
平成二十年政令第百十六号)附則第八条の規		
健康保険法施行令等の一部を改正する政令(法附則第二十二条	第二条第一項

		一 号 口 (1)
		条の二第一項第
		二号イ及び第四
、病床転換支援金及び老人保健医療費拠出金	及び病床転換支援金	第四条第二項第
という。)		
二第一項において「老人保健医療費拠出金」		
る医療費拠出金(第四条第二項及び第四条の		
法(昭和五十七年法律第八十号)の規定によ		
た同法第七条の規定による改正前の老人保健		
規定によりなおその効力を有するものとされ		
年法律第八十三号)附則第三十八条第一項の		
康保険法等の一部を改正する法律(平成十八	病床転換支援金」という。)	
おいて「病床転換支援金」という。)及び健	及び第四条の二第一項において「	

附則第二十五条第一項中「平成二十年度」を「平成二十八年度及び平成二十九年度」に改め、 同項の表

を次のように改める。

された同法第七条の規定による改正前の老人		
項の規定によりなおその効力を有するものと		
十八年法律第八十三号)附則第三十八条第一		
び健康保険法等の一部を改正する法律(平成	換支援金」という。)	
援金(以下「病床転換支援金」という。)及	る病床転換支援金(以下「病床転	二号
、高齢者医療確保法の規定による病床転換支	及び高齢者医療確保法の規定によ	第二条第一項第
則第二十二条の規定により読み替えられた、		
則第九条の規定により読み替えられた、法附		
附則第三条において「改正令」という。)附		
平成二十年政令第百十六号。以下この項及び	み替えられた、	
健康保険法施行令等の一部を改正する政令(法附則第二十二条の規定により読	第二条第一項

人保健医療費拠出金相当額」という。)	
健医療費拠出金相当額(以下「負担調整前老	
条第一項第二号に規定する負担調整前老人保	
二条の規定により読み替えられた法附則第七	
の規定により読み替えられた、法附則第二十	
病床転換支援金の額並びに改正令附則第九条	病床転換支援金の額
られた法	
た、法附則第二十二条の規定により読み替え	み替えられた法
改正令附則第九条の規定により読み替えられ	法附則第二十二条の規定により読
金」という。)	
条の二第一項において「老人保健医療費拠出	
による医療費拠出金(第四条第二項及び第四	
保健法(昭和五十七年法律第八十号)の規定	

健医療費拠出金相当額	一病床転換支援金の額	
· 法附則第二十		項第二号
改正令附則第九条の規定により読み替えられ	法附則第二十二条	附則第三条第一
た、法附則第二十二条		項第一号
改正令附則第九条の規定により読み替えられ	法附則第二十二条	
られた法附則第七条第一項の	0	
た、法附則第二十二条の規定により読	み替えられた法附則第七条第一項	項
改正令附則第九条の規定により読み替えられ	法附則第二十二条の規定により読	
健医療費拠出金相当額		一 号 口 (1)
病床転換支援金の額並びに負担調整前老人保	病床転換支援金の額	条の二第一項第
の納付		二号イ及び第四
、病床転換支援金及び老人保健医療費拠出金	及び病床転換支援金の納付	第四条第二項第

項 附則第三条第二 法附則第二十二条 た、 改正令附則第九条の規定により読み替えられ 法附則第二十二条

附則第二十五条第二項から第五項までを削る。

附則第二十六条及び第二十七条中 「平成二十年度から」を「平成二十八年度及び」 に改め、 「までの間

を削 り、 「附則第三十八条」を 「附則第三十八条第一項」に改める。

(健康保険法施行令の一部を改正する政令の一部改正)

第七条 健康保険法施行令の一部を改正する政令(平成二十一年政令第六十三号)の一部を次のように改正

する。

附則第四条及び第五条を削り、 附則第三条の次に次の一条を加える。

、都道府県単位保険料率に係る経過措置の期限!

第四条 平成十八年健保法等改正法附則第三十一条の政令で定める日は、 平成三十二年三月三十一日とす

る。

附則第六条の前の見出しを削り、 同条を附則第五条とし、 同条の前に見出しとして「(都道府県単位保

険料率の変更の場合における調整)」を付し、 附則第七条を附則第六条とする。

(私立学校教職員共済法施行令の一部改正)

第八条 私立学 校教職員共 (済法施) 行 令 (昭 和二十八年政令第四 百二十五号) の — 部を次のように改正する。

第六 条中 第十 条の三 \mathcal{O} 六の 兀 第一 項、 0 下に 「第十一条の三の 八の二第一号、 を加 え、 同条 . D

表第十一条の三の六の四第一項の項の次に次のように加える。

第十 の二第 条の三の 一号 八 法第六十六条第二項 私 第六十六条第二項 立学校教 職 員 、共済法第二十五条に お V て準用する法

第六 条 O表 第十 条の三 \mathcal{O} 九第 項及 び第二 項 \mathcal{O} 項 中 第六 十六条第六 項」 を 「第六十六条第 八 項」 に

改め、 同表第十一条の三の 九第三項 の項中 「第六十六条第十項」 を 「第六十六条第十二項」に改め、 同 表

第十一 条の四第一項第一号の項中 「第十一条の四第一項第一号」を「第十一条の四第二項第一号」に改め

る。

第十二条第一号を次のように改める。

一 任意継続加入者の退職時の標準報酬月額

第十二条第二号中「毎年一月一日」を「前年」に、 「前年の一月一日)」 を「前々年)の九月三十日」

に、 「加入者 (任意継続加入者を除く。)」を「全ての加入者の同月」に、 「合計額を当該加 入者の総数

で除 して得た額」 を 平 -均 額 (当該平均 額 の範囲内にお **(**) て共済規程 で定め た額があるときは 当該 <u>洪</u>済

規程で定め た額) を法第二十二条第一項の 規定による標準 報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたとき

の標準報酬月額」に改める。

第二十六条第一項の表第六十七条第二項の項を削る。

.国家公務員共済組合法施行令の一部改正)

第九 条 国家 公務員 具共済組織 合法施 行 令 (昭和三十三年政令第二百七号)の一 部を次のように改正 する。

第十一条の三の 四第一 項第一号ロ中「又は同項第四号」を「、 同項第四号に規定する患者申出療養又は

同項第五号」に改める。

第十一条の三の八の次に次の一条を加える。

(傷病手当金と障害手当金等との併給調整)

第十一 条の三の八の二 法第六十六条第七項ただし書に規定する政令で定めるときは次の各号に掲げる場

合とし、同項ただし書に規定する政令で定める額は当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定め

る額とする。

報酬を受けることができない場合であつて、 かつ、 出産手当金の支給を受けることができない場合

傷病手当金合計額 (厚生年金保険法による障害手当金の支給を受けることとなつた日以後に傷 病手

当金の支給を受けるとする場合の法第六十六条第二項の規定により算定される額の合計額が当該障害

手当金の額に達するに至る日における当該合計額をいう。 以下この条において同じ。)から障害手当

金の額を控除した額

報酬を受けることができない場合であつて、かつ、 出産手当金の支給を受けることができる場合

法第六十六条第二項の規定により算定される額から出産手当金の額 (当該額が同項の規定により算定

される額を超える場合にあつては、当該額) を控除した額又は傷病手当金合計額から障害手当金の額

を控除した額のいずれか少ない額

三 報酬 の全部又は 一部を受けることができる場合であつて、 かつ、 出産手当金の支給を受けることが

できない場合 法第六十六条第二項の規定により算定される額から当該受けることができる報酬の全

控除 部若しくは一部の額 した額又は傷病手当金合計 (当該額が同項の規定により算定される額を超える場合にあつては、 額から障害手当金の額を控除 した額 のいずれ か少な 7 額 当該額) を

兀 に ならば支給されることとなる出産手当金の額 できる場合 あつては、 報 酬 \mathcal{O} 全部 当該額) 法第六十六条第二 又 は 部を受けることができる場合であ を控除 した額又は傷病手当金合計額から障害手当金の額を控除 項 (T) 規定により算定され (当該額が つつて、 る額 同項の規定により算定される額を超える場合 か か ら報 つ、 幗 出 産手 を受けることができないとした 当 金の 支給を受けることが した額のい ずれ

項中 第十 「第六十六条第十項」 の三の 九第一項及び第二項中 を「第六十六条第十二項」に改め、 「第六十六条第六 項 を 同 『項の・ 「第六十六条第八項」 表第百条の十第二項 に改 の項中 め、 同 「第六十 第三

か

少な

額

六条第九項」 を「第六十六条第十一 項」に改め、 同表第百条の十第三項の項中 「第六十六条第九項及び同

条第十項」を 「第六十六条第十一 項及び 同条第十二項」に改める。

休業手当金、 第十一 条 \mathcal{O} 育児休業手当金又は介護休業手当金」 兀 第 項中 「第六十 九 条」 を 「第六十九 を削 条 り、 第 項 「当該給付」 に改 め、 を 同 項第 「当該傷病手当金」 一号中 出 産 に改め、 手当金

同条第二項を次のように改める。

2 法第六十九条第二項に規定する政令で定める金額は、 次に掲げる金額とする。

出 産 手 当金、 休業手当金、 育児休業手当金又は 介護 休 業手当 金 0) 額 が当該 給付を受け る者の受ける

報 幗 \mathcal{O} 額 以下である場合には、 当該出 産手当金、 休業手当金、 育児休業手当金又は介護休業手当金 0

額

二 前号の場合以外の場合には、支給を受ける報酬の額

第四十九条の二第一号を次のように改める。

任意 継 続組 合員 \mathcal{O} 退 職 時 \mathcal{O} 標 準 報 膕 \mathcal{O} 月 額

第四 + 九条の二第二号中 「毎年一 月一日」 を 「前年」 に、 「前年の一月一日)」 を 「前々年) の九月三

+ 自に、 「組合員 (任意継続組 合員を除く。)」 を 「全ての組合員 の同月」に、 「合計額を当該組 合員

 \mathcal{O} 総数で除 して得た額」 を 「平均 額 **当** 7該平均 額 $\widetilde{\mathcal{O}}$ 範 囲 内 に お いて組 合の 定款 で定め た額 が あるときは、

当該定款 で定めた額 に、 「みな して 同 項 \mathcal{O} 規定 により 求 8 のた」を 「みなしたときの」 に改める。

附則第六条の二の六中 「同条第二 項 を 同 条第三項」 に改める。

(地方公務員等共済組合法施行令の一部改正)

第十条 地方公務員等共済組合法施行令 (昭和三十七年政令第三百五十二号)の一部を次のように改正する。

第二十三条の三の三第一 項第一号口 中 「又は同項第四号」 を「、 同項第四号に規定する患者申出療養又

は同項第五号」に改める。

第二十三条の五の次に次の一条を加える。

(傷病手当金と障害手当金等との併給調整)

第二十三条の五の二 法第六十八条第七項ただし書に規定する政令で定めるときは次の各号に掲げる場合

同項ただし書に規定する政令で定める額は当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める

額とする。

報酬を受けることができない場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができない場合

傷病手当金合計額 (厚生年金保険法による障害手当金の支給を受けることとなつた日以後に傷 病手

当 金 の支給を受けるとする場合の法第六十八条第二項の規定により算定される額の合計 額 が · 当 該 障 害

手当金 の額に達するに至る日における当該合計額をいう。 以下この条において同じ。) から障害手当

金の額を控除した額

報酬 を受けることができない場合であつて、かつ、 出産手当金の支給を受けることができる場合

法 第六十八条第二項 \mathcal{O} 規定に より算定され る額、 から出 産手当金 0 額 (当該日 額 が 同 項 の規・ 定 にこ より 算定

を控除 した額のいずれ か少な 1 額

され

る額を超える場合にあ

つては、

当該!

額)

を控除

した額又は傷病手当金合計額から障

害手当金

0 額

三 報 酬 の全部又は 一部を受けることができる場合であつて、 かつ、 出産手当金の支給を受けることが

できない場合 法第六十八条第二項の規定により算定される額から当該受けることができる報酬 の全

部 若 < は 部 0 額 (当該) 額 が 同 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定により算定される額 を超える場合にあつては、 当該 額

を

控除 した額又は傷病手当金合計額から障害手当金の額を控除 した額 のいずれか少な 7 額

几 報 . 酬 の全部又は一部を受けることができる場合であつて、 かつ、 出産手当金の支給を受けることが

できる場合 法第六十八条第二項の 規定により算定される額 から報酬を受けることができないとした

ならば支給されることとなる出 産 手 当金 \mathcal{O} 額 (当該 額 が 同 項 \mathcal{O} 規定に より算定される額 を超 える場合

に あつては、 当該額) を控除 した額又は傷病手当金合計額から障害手当金 の額を控除 した額のいずれ

か少ない額

第二十三条の六中 「第六十八条第六項」を「第六十八条第八項」 に改める。

第二十四条第 項 中 「第七十一条」を 「第七十一条第一 項」に、 「に掲げる」 を 「の各号に掲げる場合

の区分に応じ、 当該各号に定める」 に改め、 同項各号を次のように改める。

傷病手当金の額が当該傷病手当金を受ける者の受ける報酬の額以下である場合 当該傷病手当金の

額

前号に掲げる場合以外の場合 その者が支給を受ける報酬 の額

第二十四条第二項を次のように改める。

2 法第七十一条第二項に規定する政令で定める金額は、 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、 当該各号

に定める金額とする。

出産手当金、 休業手当金、 育児休業手当金又は介護休業手当金の額が当該給付を受ける者の受ける

報酬 0 額 以下である場合 当該 出産 手当金、 休業手当金、 育児休業手当金又は介護休業手当金の額

前号に掲げる場合以外の場合 その者が支給を受ける報酬 \mathcal{O} 額

第四十六条の二第一号を次のように改める。

一 任意継続組合員の退職時の標準報酬の月額

第四 十六条の二第二号中 「毎. 年 月 一 日」を 「前年」に、 「前年の一月一日)」 を 前 々年) の九月三

十月」 に、 組合員 (任意継続組 合員を除く。)」 を「全ての 組 合員 $\widehat{\mathcal{O}}$ 同月」に、 「合計額を当該 組 合員

(当該平均額の範囲内において組合の定款で定めた額があるときは、

の総数で除して得た額」を「平均額

当該定款で定めた額)」 に、 「みなして同項の規定により定めた」を「みなしたときの」に改める。

附則第三十条の二の十一 の表第五 十四条の二の項中 「第六十九条第二項」を 「第六十九条」 に改め、 同

表第六十九条第二 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 項中 「第六十九条第二項」 を 「第六十九条第三項」 に改める。

(防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正)

第十一 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令 (昭和二十七年政令第三百六十八号) の一部を次のよ

うに改正する。

第十七条 の三第二項第三号中 「及び同項第四号」 を $\overline{}$ 同項第四号に掲げる療養 (以 下 「患者申出療養

」という。)及び同項第五号」に改める。

第十七条の四の五第一項及び第十七条の六第一項第一号ロ中「評価療養」の下に「、 患者申出療養」を

加える。

(印紙) 税法 施行令の一 部改正)

第十二条 印 紙 税法施行 行令 (昭和四十二年政令第百八号) の一部を次のように改正

する。

「第百十一条第三項」に改め、

同条第二号中「第八十二条

第二項」を「第八十二条第三項」に改める。

第三十一条第一号中「第百十一条第二項」を

、特別会計 に関する法律施行令の 部改正

第十三条 特別 会計 に関する法律施 行令 (平 成 + 九年政令第百二十四号) の一部を次のように改正する。

附則第十五条第二項中「及び第二項」を「及び第三項」に改める。

(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員

0) 退 避職給付 の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等 <u>の</u> 一 部を改正 する法律 ... つ 部の施り 行に

伴う国 家公務 員 (共済組) 合法による長期給付等に関 する経 過措置に関する政 令の 部改正

第十四条 被用 者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一 部を改正する法律の施行及び国家

施行に伴う国家公務 公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一 員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令 (平成二十七 年政令 部の 第

第十四条第 項中 改 正 後国共済法第六十六条第四 項及び第七項から第十項ま で、 を 「国家な 公務 員 共

三百四十五号)

0)

部

を次

 \mathcal{O}

ように

· 改 正

立する。

済組合法第六十六条第六項及び第九項から第十二項まで、 改正後国共済法」に、 「並びに別 表第二」 を

匹 及び別表第二」 [項] を 国 家公務員 に改め、 共 済組 同項の対 合法第六十六条第六項」に、 表改正後国共済法第六十六条第四項の項中 「第七項」 を 「第九項」 一改正 後国共済法第六十六条第 に改め、 同表改正 一後国

共済法第六十六条第四項ただし書の項を次のように改める。

		し書
		第六十六条第六項ただ
障害厚生年金及び旧職域加算障害給	障害厚生年金	国家公務員共済組合法

第十 厄 条 第 項 \mathcal{O} 表 改 正 後国 共済法第六十 六 条第-七 項 \mathcal{O} 項 中 改 正 後 国 共 (済法 第六 + 六 条 第 七 項」 を

国家公務員共済組合法第六十六条第九項」 に、 「第四項」 を 「第六項」 に、 第五項」 を 「第七 項」 に改

め、 同条第二項中 「改正後国共済法第六十六条第十項」を「国家公務員共済組合法第六十六条第十二項」

に、 改 I 後 国 |共済令] を 「 国 家 公務員 (共済 組 合法施行 令 に改める。

被被 用 者 年 金 制 度 \mathcal{O} 元化 等を図 るため \mathcal{O} 厚 生 年 金 葆 険 法 等 \mathcal{O} 部 を改 正 する法律及び地 方公務員 · 共済

組合法 及び 被 用者 年 金制 度 の一元 化等を図るため \mathcal{O} 厚 生 年 金保険 法等 \mathcal{O} 部を改 正す Ź 法 律 \mathcal{O} 部 を 改 正

する法律 0 施 行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に 関する政令の 部改

正

第十五 条 被用 者年金 制 度の 一元化等を図るため \mathcal{O} 厚生年 金 保険 法法等 \mathcal{O} 部を改る Ē する法律 及 び 地方公務員

等 共 済 組 合法 及び 被用者 年 金制 度 0 元 化等を図 「るため 0 厚生年 金保 険 法 等 0) 部を改る Ē す る 法 律 \mathcal{O} 部

を改 正する法 律の 施 行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令

平成二十七年政 (令第三百四十七号) の <u>ー</u> 部を次のように改正する。

第十三条 第 項中 第六十八条第四 項及び第七項か ら第十項ま で、 を $\overline{\mathcal{O}}$ 規定、 地方 公務 員等 共 済

組 合法第六十八 条第 六項 及び 第 九 項 \mathcal{O} 規 定、 改 Ī 後 地 1共済: 法 に、 並 び に別 表 第二」 を 及 び 別 表 第二

に改め、 同 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 表改正後地共済法第六十八条第四 項の項中 「改正後地共済法第六十八条第四 項」 を 地

方公務員等共済組合法第六十八条第六項」に、 「第七項」を「第九項」に改め、 同表改正後地共済法第六

十八条第四項ただし書の項を次のように改める。

		だし書
		法第六十八条第六項た
障害厚生年金及び旧職域加算障害給付	障害厚生年金	地方公務員等共済組合

第十三条第一項の表改正後地共済法第六十八条第七項の項中 「改正後地共済法第六十八条第七項」を

地方公務員等共済組合法第六十八条第九項」に、 「第四項」 を 「第六項」に、 「第五項」 を 「第七項」 に

改める。

第百七十二条第三項中 「同項第二号中」の下に「「年(」とあるのは 「年の前年(」と、 「前年)の一

日」とあるのは 「前々年)の九月三十日」と、」を、 「標準となつた給料」 の下に「の合計額を当該

組合員の総数で除 して得た額」 を加え、 「組合員 (任意継 続組合員を除く。)」 を「全ての 組 合員 0 同 月

に改め、 「改 正 後 の法」 の 下 に 「(以下この号におい て 「改正後地共済法」という。)」 を、 標 準 報

酬 \mathcal{O} 月 額 の 下 に 「の平均額を改正後地共済法第四十三条第一項の規定による標準 · 報 酬 の基礎となる報酬

月額とみなしたときの標準報酬の月額」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

(国民健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一 条の 規定による改正後 \mathcal{O} 玉 民 健康保険 法施行令第十九条の規定は、 平成二十八年度以後の各年

度にお け る 玉 民 健 康保 険 組 合 \mathcal{O} 特 別 積立 金 に つ 7 . て適用. Ľ 平成二十七年度以 前 \mathcal{O} 各年度に お け Ś 玉 民 健

康 保険 組 合 \mathcal{O} 特 莂 積 $\frac{1}{\sqrt{1}}$ 金に つい 7 しは、 な お 従 前 \mathcal{O} 例 によ る。

2 第 条 0 規定による改正 後 \mathcal{O} 玉 民 健 康 保 険法 施行令第二十条第三項及び第五項 の規定は、 平成二十八年

度以後の各年度における国民健 康保 険 組 合の給付費等支払準備 金について適用 Ļ 平成二十七年度以前 \mathcal{O}

各年度に お け る国 民 健 康 保険 組 合 \mathcal{O} 給付費等支払 準備 金に つい ては、 な お 従前 \mathcal{O} 例による。

国 民 健 康 保 険 \mathcal{O} 玉 庫 負 担 <u>,</u>金等 の算 定に 関 ける政 令 \mathcal{O} 部 改 É だ伴 う経 過 措 置

第三条 第二条の 規定による改正 後 \mathcal{O} 国民 健 康 保 険 \mathcal{O} 玉 庫 負 担 金等 の算定に関する政令第五条の規定は、

護合算 た費用 院 期 に施 る 給に \mathcal{O} に \mathcal{O} 金 百二十三号) 法律 高 時 に · 行 額 政 要す 令の施 食事 行 つ 並 わ 齢 V 者 日 び 療 れ \mathcal{O} (昭 て に る費 納 額 前 療 養 る 概 費 療 付 並 に 養 適 和 行の日 然養に係る 費、 算後 び 支給され \mathcal{O} 五. 用 金 用 \mathcal{O} に平 支 規定 + Ļ \mathcal{O} \mathcal{O} 給 入院 期 額 額 七 (以 下 る入入 及 に 高 年 に 並 成二十七 施 た療 要す び ょ 法 時 行 齢 び 計者支援 全第八 院 生 る に 確 日 「施行日」 うる費 概 養 前 施 時 活 定 年 算 費、 前 に行 食事 療 行 期 度 養 納 金 + 用 日 費 · 号) 高 以 特 付 \mathcal{O} 以 療 わ \mathcal{O} 額 という。 養費、 齢 前 別 額 後 金 れ 及び に支給・ 者 療 保 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 並 た 年 規 養 額 び 納 険 療 に 度に 費、 入院 確定 付 外 養 及 定 平 され び に 金 併 \mathcal{O} 給付 係 確 後 成 時 移 よる概算 以後に行 \mathcal{O} 用 定 生活 る高 送 期 二十 額 療 る療 費、 納 高 並 養費及 に 齢 要 付 齢 八 養 療 び 費、 に 者 高 L 金 者 前 年 養 わ 支援 費、 び 概 額 た 期 度 れる療養 \mathcal{O} \mathcal{O} 算 訪 費 以 医 額 療 高 特 保 間 用 後 別 後 療 養 に 金 齢 費及 期 看 者 療 険 \mathcal{O} \mathcal{O} 0 \mathcal{O} 0 高 護 7 納 年 外 0 確 額 額 養 び 7 度に 費、 併 給付に要する費用 齢 保 並 付 療 者 に 高 金の 養 び 用 施 \mathcal{O} 1支援: 関す 費 · 係 移送費、 額介 玉 に介護保険法 療養費及び 行 民 額 る \mathcal{O} 日 支給に 金 る 護 前 健 及 高 法 合算 び 康 齢 \mathcal{O} に 律 保 行 額 確 者 高 療 要 訪 及 \mathcal{O} わ 険 定 \mathcal{O} 額 の額、 規 養費 問 てバ 組 療 L 医 n 前 平 確 定 た 合 期 た 養 看 療 に 費 に 費 定 \mathcal{O} 成 護 療 高 \mathcal{O} よる 支給 後 用 養 対 及 療 施 九 齢 確 行 す 期 年 び \mathcal{O} に 者 保 養 概 額 係 る 納 費 日 に 法 高 高 に 要し 算 る入 律 関 以 齢 並 補 付 額 0) 支 後 者 前 助 第 介 び 金 す

支援

金

 \mathcal{O}

額

並

び

に

介

護

保

険

法

の規

定による

概

算

納

付

金

 \mathcal{O}

額

及び

確

定

納

付

金

0)

額

に

<u>つ</u>

1

7

 \mathcal{O}

玉

民

健

康

保

険

組

2 平成二十八年度において第二条の規定による改正統合に対する補助金については、なお従前の例による。

平成二十八年度にお いて第二条 の規定による改正後 の国民健康保険 の国庫負担金等の算定に関する政令

附則第-十五 条 \mathcal{O} 規定に より読 み替えられた同 令附則第十三 一条の 規定により読み替えられた第二条 \mathcal{O} 規 定に

よる改| Ē 後 \mathcal{O} 同 令第 五 条 (同 令附 則 第十六名 条の 規定により読み替えられた第二条の規定による改正 後 \mathcal{O} 同

令附則第十五 条の規定により読み替えられた同令附則第十三条の規定により読み替えて適用する場合を含

による改 Î 後 \mathcal{O} 同令附則第十五 条 の規定により読み替えられた同令附則第十三条の規定により読み替えら

以下この項において同じ。)の規定を適用する場合においては、

次の表の上欄に掲げる第二条の規定

む。

れた第二条 \mathcal{O} 規定による改正後 0) 同令第五条の)規定中I 同 表 の中欄に掲げる字句は、 それぞれ同 表 \mathcal{O} で欄に

掲げる字句とする。

第一項第一号ハの表	百分の三十二	千分の三百二十
	百分の三十	千分の三百十六
	百分の二十八	千分の三百十二
	百分の二十六	千分の三百八

	(1)の表	千分の百五十七千分の百六十三	千分の百五十四 千分の百六十二		百五十	百五十十七
--	-------	----------------	-------------------	--	-----	-------

千分の百三十	千分の百三十三	千分の百三十七	千分の百四十	千分の百四十四	千分の百四十七	千分の百五十	千分の百五十四	千分の百五十七	第四項第二号ロ2の表 千分の百六十一	千分の二十七	千分の五十五	千分の八十四
千分の百五十七	千分の百五十八	千分の百五十九	千分の百五十九	千分の百六十	千分の百六十一	千分の百六十一	千分の百六十二	千分の百六十三	千分の百六十三	千分の三十二	千分の六十三	千分の九十六

健 康保険法施行令等 <u>が</u> 部を改正する政令の一 部改正に伴う経過措 置

第四 条 平 成二十年度か ら平 成 一 七 年度まで \mathcal{O} 各 年 度に お け う る、 健 康 保 <u>険</u> 法等 \mathcal{O} 部を改正する法律 平

成 + 八 年 法 律 第八十三号) 附 則 第三十八 条第 項 E 規 定 す る平 成 二 十 年 匹 月 前 \mathcal{O} 医 療等 12 要 す Ź 費 用 \mathcal{O} う

ち 平 成 <u>一</u> 十 五. 年 度 以 前 に 請 求され たも \mathcal{O} \mathcal{O} 支 弁 及 び 負担 並 び こにこれ 5 \mathcal{O} 事 務 \mathcal{O} 執 行 に 要す る費 用 に 係 る 同

項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定に、 よりなおその 効力を有するものとされた同法第七 条の 規定に よる改 正 前 \mathcal{O} 老 人保: 健 法 昭 和

五.

十 七 年法律 第八十号) 第五 十三条第 項に 規定する拠 出 金につい ては、 なお 従 前 \mathcal{O} 例による。

私 <u>T</u> 学校教 職 員 (共済 法 施 行 令 \mathcal{O} 部改 正 に 伴う経 過 措 置

第 五 条 第 八 条 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 改 正 後 \mathcal{O} 私 <u>寸</u> 学 校 教 職 員 共 済 法 施 行 令第 十二条 \mathcal{O} 規 定 は、 施 行 日 以 後 12 退 職

た任 意 継 続 加 入者 \mathcal{O} 標 準 報 酬 月 額 及 び 標 進 報 膕 日 額 に 0 1 7 適 用 Ļ 施 行 日 前 に 退 職 L た任 意 継続 加 入者

 \mathcal{O} 標準 報 酬 月 額及 び 標 準 報 酬 日 額 E つい 7 は、 なお 従 前 \mathcal{O} 例 による。

国 家 公務 員 (共済 組 合法 施 行 令 \mathcal{O} 部改 Ē に .伴う経過 過 措 置

第六条 第 九 条 \mathcal{O} 規 定 に ょ る改 正 後 \mathcal{O} 玉 家 公務! 員 共 済 組 合 法 施 行 令 第 兀 + 九 条 <u>の</u> 二 \mathcal{O} 規 定 は、 施 行 日 以 後に

退 職 L た任 意 継 続 組 合員 \mathcal{O} 標 準 報 栅 \mathcal{O} 月 額 及び 標準 報 酬 \mathcal{O} 日 額に 0 1 て適 用 施行 日 前 に 退 職 L た 任 意

継 続組合員 \mathcal{O} 標準報酬 の月額及び標準報酬 の日額については、 なお従前 の例による。

地方公務員 (共済組 合の 組合員に係る傷病手当金及び 出産 手当金に関する経過 措 置)

第七 第四 う。 は る に係 当金又は出産 \mathcal{O} お に限 0 同 条 7 平 ぶる同条 項 は て + 第二号 均 る。) 同 条 「少な 第六十八条第二項 施 T, 額 行 \mathcal{O} の規定による改正後の地方公務員等共済組合法 規 日 (同 定に 中 を十二月以上有する場合には、 ۱ ﴿ 手当金 前 額 に持 \mathcal{O} 日 傷 \mathcal{O} 規 ょ (同 属す 病 定 る 続 の支給を始めた場合における施行 手 改 可 日 \mathcal{O} (T) 当金の支給を始める る月が平成二十七年 能 適 正 改 属する月以前 用 前 な医 正 0) に 0 後 地 療 地 方公務員等共 保 1 ては、 共済法第六十九条第二 険 制 度を構 の直 改 第一 九 日 近 正 \mathcal{O} $\overline{\mathcal{O}}$ 後地 済 月以前であ 築するた 継 号に掲げる額)」と、 属する年 組 続 合法 共 済法 日以後の当該傷 た組合員 \Diamond 一項にお 度の 第六 昭 る場合には、 0) (以下この条において 和三十 玉 前年度の九 十八条第二 民 期 健 1 て準 間 七 康 病手当金又は出産手当金 年 保 組 同 用する場合を含む。 法 <u>険</u> 同項第一 年十 一項ただ 合員 律第 月三十日」 法等 が 月 百 \mathcal{O} 号 中 0 現に属する組 L 五. 「改正後地 標準 書 部を改正 十二号) とあるの 中 平 報 少少 均 幗 額」 な に 共済法」 する法律附 以下この \mathcal{O} は 月 合に係 $\overline{\mathcal{O}}$ ょ とあ 額) 額」 額 る傷 「平成二 \mathcal{O} とい とあ 条に る るも 算 定 病 لح Ō 則 手

+

七

年十月一

日」とする。

施行日から平成二十八年八月三十一日までの間に改正後地共済法による傷病手当金又は出産手当金の支

継 給を始める場合において、 続 L た 地 方 公務員等共 済組 当該傷病手当金又は出 合法 第四 1十条第 項に規定 .産手当金がその支給を始める日 とする組み 合員 (期間 (組 合員 の属する月以 (改 正 後 地 共 済法 前 \mathcal{O} 直 第 六十 近 $\overline{\mathcal{O}}$

八 条第 項に 規定する組合員をいう。 以下この 項に において 同 ľ, が 現に 属する組合に係 る ŧ \mathcal{O} に 限 る。

を十二月以上有する組合員に係るものであるときの当該傷病手当金又は出産手当金 の額の算定に係る改

正 後地共済法第六十八条第二項ただし書の規定の適用については、 同項ただし書中 「にあつては、 次 の各

号に掲 げる金額のうち いずれか少ない」 とあ る \mathcal{O} には、 「であつて、 同 日 \mathcal{O} 属する月以前 \mathcal{O} 道 近 \mathcal{O} 継 続 L た

組 合員 (期間 組 合員が 現に属 する組合 合に係るも のに限る。)を十二月以上有するときは、 第一 号に掲げ げる

」とする。

(地方公務員等共済組合法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第八条 平成二十八年六月三十日以前 に退職した任 意継 続 組 合員 の 同 年四 月から平成二十九年三月までの標

潍 報 舾 \mathcal{O} 月 額 及び 標準 報 酬 \mathcal{O} 日 額 \bigcirc 算 定に係 る第十条 \mathcal{O} 規 定に よる改 正 後 \mathcal{O} 地 方 公務員等共 済 組 合法 施 行

令 (次項及び第三項におい 7 新 地共済令」という。 第四十六条の二の 規定 の適用については、 同 条第

月 か 額) 日 割 臣 に 号 中 合 が ょ 定め ら三月 る \mathcal{O} 標 範 「月額」とあるのは 囲 る要件を備える任意継 潍 平 ま 報 内 均額 での 酬 に お \mathcal{O} 標準 基礎とな 1 平均 (当該平 7 ·報 組 額」 合 酬 均 る報 「月額 \mathcal{O} \mathcal{O} 定款 月 額 額 \mathcal{O} 陋 続 で定め 範囲内にお E 月 組合員については、 (組合員期間、 あつて 額とみ る割 んしたときの は、 合を乗じて得 いて組合の定款で定めた額が 前々年) 退職時 当該 の 九 標 の年齢、 標準 準 た額を控 月三十 報 報 膕 酬 その他これらに準ずる事項につき総務大 \mathcal{O} 白 月 除 0) 額) 月 L とあるの た 額からそ 額 あるときは、 と を法 は 第四 同 の額に 条第二号中 「平成二十 十三条 総 当該定款 務大臣 第 Ė 前 年十 で定 項 の定 年 \mathcal{O} んめた 規定 月一 \Diamond る

標準 とあ お を備える任 V 平成二十八 るのは 7 報 組 膕 合 \mathcal{O} 意 \mathcal{O} 日 「月額 継続 定款 年六 額 \mathcal{O} 月三十 で定 組 算定に係る新地 (組合員 合員については め る割 日 (期間、 以 前 合を乗じて得た に 退 共済令第四 退 職 職 時 当 L]該標準 た任 \mathcal{O} 年 齢、 額 十六条の二の 意 ·報 酬 を 継 続組 控除 その他これらに準ず \mathcal{O} 合員 月 し た 額 額 からその額に総務大臣 規定の適用 の平成二十 を法第四 る事 に 十三条第 九 つ 年 いて 应 項につき総務 月 しは、 以 の定め 後 項 \hat{O} \mathcal{O} 同 条第一 標準 規 る割り 大臣 定 に 報 号 中 ょ 合 が 酬 る 0 定める 0 漂準 範 月 月 額 井 内に 要件 報 額 及 C 酬

の基

礎

となる

報酬

月

額とみなしたときの

標準

報

幗

 \mathcal{O} 月

額)

と

同条第二号中

平

均

額

当:

該

平

均

額

 \mathcal{O}

範

2

」とあ

る

O

は

とする。

囲内において組合の定款で定めた額があるときは、 当該定款で定めた額)」とあるのは 「平均額」とする。

3 平成二十八年七月一日以後に退職した任意継 続 組 合員 \mathcal{O} 同 . 月 か *ら平 成二十九年三月までの 標 進 . 報 膕 0) 月

額及 び 標 準 報 舾 \mathcal{O} 日 額 0 算 定に係 る新 地 7 共済 (令第四 十六条 の <u>-</u> の 規 定 0) 適 用 に 0 *(*) ては、 同 条 第二号中

前 年 月 か ら三月まで 0 標準 報 酬 0) 月 類にあ つては、 前 々 年 の九月三十日」 とあるの は、 平

七年十月一日」とする。

(被用者年 金 制 度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一 部を改正する法律及び地方公務員等共済

組 合法 |及び: 被用者. 年金制 度 0 元 化等を図るため 0 厚生年 -金保険 法等 \dot{O} 部を改正する法 律 \mathcal{O} 部 を 改正

す る法 律 \mathcal{O} 施 混行に伴! う地 方公務員等共 済組合法による長 期 給付等に関する経過 措 置に 関するが 政 令 \mathcal{O} 部 改

正に伴う経過措置)

第九 条 平成二十七年九月三十日以前に退職した任意継続 組合員の平成二十八年四月分から平成二十九年三

月 分までの 任 意継 続 掛 金 の算定に係る第十五 条 \mathcal{O} 規定による改正 後 0 被 用 者年 金 制度 \mathcal{O} 一元化等を図 るた

8 \mathcal{O} 厚 生 年 金 保険 法法等 \mathcal{O} 部を改 Ī する法律 及び 地 方公務員等共済 組 合法 及び 被 用 者年 金制 度 0 元 化 等

を図るため \mathcal{O} 厚生年金保険法等の一 部を改正する法律の一 部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共

済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令第百七十二条第三項の規定の適用については、

同項中「年(」 とあるのは 「年の前年(」と、 「前年)の一月一日」とあるのは 前 々年)の九月三十日

とあるのは、 「任意継続掛金を徴収すべき月の属する年 (当該月が一月から三月までの場合には、 前 年

)の一月一日」とあるのは「平成二十七年十月一日」とする。

国民健康保険法施行令その他の関係政令の整備を行う必要があるからである。 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、